

日 時：令和6年3月13日（水）14：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：藤原委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、清水委員、梶田委員、高村委員、  
小笠原委員、  
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、森川総務課長、  
香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は加藤委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、藤原委員長にお願いいたします。

○藤原委員長 それでは、ただいまから第276回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題1「厚生労働省（国家資格等の登録等に関する事務（医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格））の全項目評価書（保険医及び保険薬剤師資格での個人番号の利用等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、厚生労働大臣から、「国家資格等の登録等に関する事務（医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格）の全項目評価書」が提出されましたので概要を説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性、妥当性について事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

それでは、資料1-1に基づいて全項目評価書の概要を説明します。特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、3ページの「②事務の内容」を御覧ください。厚生労働大臣が資格管理事務を行うことが記載されています。変更となる事務の内容については、11ページから20ページの「（別添1）事務の内容」のうち、19ページを御覧ください。

厚生労働大臣は、事務を実施するに当たり、医籍等ファイル、管理栄養士名簿ファイル、薬剤師名簿ファイル、介護福祉士登録名簿ファイルを取り扱うこととしております。今般、新たに保険医等名簿ファイルを保有し、申請された個人番号を含む資格情報について、国家資格等情報連携・活用システムに登録すること、当該資格情報について、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを利用した照会を行うこと、また、定期的に住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムへの照会を行うことで、正確な資格情報を把握することが記載されています。

また、24ページ下段の「委託事項3」を御覧ください。

医籍等ファイルにおいて、申請データ入力等業務の委託を行うことが追加されています。

同様に、40ページの「委託事項3」に、薬剤師名簿ファイルにおいても、申請データ入

力等業務の委託を行うことが追加されています。

続きまして、今回、追記等した主なリスク対策を御説明します。

初めに、保険医等名簿ファイルにおけるリスク対策を御説明します。まず、特定個人情報の入手に係るリスク対策についてです。169ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、オンライン申請からの入手の場合、マイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を行うこと、窓口等における紙での申請からの入手の場合、入手時に本人確認措置を実施すること等が記載されています。

続いて、171ページ上段の「リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」を御覧ください。

オンライン申請からの入手の場合、本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信はTSL/SSLによる暗号化された通信経路を使用すること、窓口等における紙での申請からの入手の場合、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊に綴り、速やかに保管場所で施錠管理等を行うこと、郵送による入手の場合、原則として、簡易書留等の追跡可能な郵送手段により漏えい・紛失を防止すること等が記載されています。

次に、特定個人情報の使用に係るリスク対策です。

171ページ下段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。

保険医療機関等管理システムとの連携は、必要な情報のみ連携ができるように設定すること等が記載されています。

続いて、175ページの「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。保険医療機関等管理システムと国家資格等情報連携・活用システム間のデータ連携については、高度なセキュリティが維持されたGSSネットワークによる専用回線において実施すること等が記載されています。

次に、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスク対策です。176ページ上段の「情報保護管理体制の確認」を御覧ください。

特定個人情報等の管理を含む業務運用の委託を行う際は、ISMS等の認証取得業者であること等特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。184ページの「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」を御覧ください。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについては、細断又は外部業者による溶解処理等により廃棄を行うこと、廃棄の際は、廃棄履歴を作成し、保存すること等が記載されています。

続いて、医籍等ファイル及び薬剤師名簿ファイルにおける申請データ入力等業務の委託に係るリスク対策を御説明します。112ページ上段の「情報保護管理体制の確認」を御覧く

ださい。情報の取扱いに関して、適切な保護措置を講ずる体制を整備していること、全ての受託業務の一部または全部を他の業者に再委託することなく、自社社員により厚生労働省内会議室で行い、納品ができることを必要とすること等が記載されています。

続いて「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」を御覧ください。申請データ入力等業務において、委託先事業者は、免許登録管理システム経由もしくは、国家資格システムに直接入力することとなるが、ログインする際のアカウントの払い出し、アクセス制御等を適切に実施すること等が記載されています。

また、113ページの「委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法」を御覧ください。提供する際は、使用目的及び情報の内容を記載した申請書を使用し、それを情報システム責任者等が確認すること、紙媒体の資料は、直接の受渡しを原則とし、受渡しの際は媒体や件数等を記載した授受簿を作成すること、入力済み申請書については、都度、直接返却を求め、その他の提供情報は契約終了時に全て返却又は消去させること等が記載されています。

116ページの「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」を御覧ください。作業場所では厚労省職員が常駐し、監視すること、貸与する端末は、許可された電子記録媒体以外は使用できないよう制御されていること等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1－2に基づき事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、1ページから3ページまでの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているかといった観点から審査しています。

次に、4ページから38ページまでの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面や、そのリスク対策について適切に記載しているかといった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、39ページを御覧ください。

「主な考慮事項（細目）」の74番では、「資格情報を含む特定個人情報を入手する」際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

また、「主な考慮事項（細目）」の75番では、「資格情報を含む特定個人情報を国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する」際のリスク対策について具体的に記載されているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

さらに、「主な考慮事項（細目）」の76番では、「医籍等ファイル及び薬剤師名簿ファ

イルにおいて、申請データ入力等業務を委託する」際のリスク対策について具体的に記載しているかといった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、40ページ上段の「総評」を御覧ください。「総評」として3点記載しております。

(1)として、国家資格等の登録等に関する事務(医師等10資格、管理栄養士、薬剤師、介護福祉士、保険医等2資格)においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、(2)として、特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられること、(3)として、資格情報を含む特定個人情報を入手し、国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する際のリスク対策、申請データ入力等業務の委託に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられることを記載しております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして5点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行い、今後、リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策については、個人番号を含む申請書のデータ入力等業務の委託において、委託先事業者が多数の資格保有者の特定個人情報を取り扱うことが想定されるところ、悪意のある者により不正な取扱いがなされることのないよう必要かつ適切な監督を徹底することが重要であること、(5)として、上記について不断の見直し・検討を行うことに加え、事務の開始や、システムに登録される資格の拡大に伴い、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、厚生労働大臣に対して、承認された旨、及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○藤原委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員 御説明、ありがとうございました。

新たに加わる保険医等2資格について、基本的な事務の流れや講ずるリスク対策は、昨年4月に承認した国家資格とおおむね同様であると理解しています。

他方で、国家資格等情報連携・活用システムの運用自体は、いまだ開始しておらず、事務の準備段階にあると承知しており、また、今後も当該システムに登録される資格の拡大が見込まれることから、この先、新たなリスクが検知されることも予想されます。

そのため、厚生労働省においては、リスク対策全般について、実際の業務の内容も踏まえて、不断の見直し・検討を行うとともに、必要に応じて評価の再実施を行っていただきたいと考えます。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

清水委員。

○清水委員 私からは、委託に関して意見を申し上げたいと思います。

委託の場合でも、委託元が自ら講ずべきものと同等の安全管理措置が講じられるように委託先を監督しなければならないとされています。

とりわけ、本委託におきましては、短期間で大量の特定個人情報を取り扱うということが想定されるものでありまして、一般のデータ入力作業の委託と比べてはるかに厳格な監督がなされなければなりません。また、今回の委託は、省内会議室で、省職員の監督の下で行われるとも聞いております。こうしたことから、特に入退室管理が重要になってくると思っております。

つまり、あらかじめ申請、登録された作業員かどうかという確認、それから、 unnecessaryな機器を携帯していないかどうかの確認、それから、入退室の記録をきちんとつけて保管する、この3点が重要と思います。これらに関しましては、あらかじめ社員証のコピーを取っておいて、それと実際の社員証と照合するという、あるいは、スマートフォン等の電子機器はロッカー等で預かるという措置をとられるとも聞いております。このような手段を講じられるということなのですが、それらを通じまして、悪意のある者により不正な取扱いがなされることのないよう、必要かつ適切な監督を徹底していただきたいと思えます。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

小川委員。

○小川委員 オンライン申請の利便性の向上についてコメントをさせていただきます。

個人番号の登録事務においては、紐付け誤りのないよう対策を講ずることが必要であり

ますけれども、個人番号等を入手する際には、本人確認に加えて、J-LISへの本人確認情報の照会が行われるということです。このことは、ヒューマンエラーが起きることを前提として、安全に登録できる一定の措置を講ずるものと考えております。

さらに、オンライン申請の場合は、マイナンバーカードのアプリケーションとして搭載されている券面事項入力補助機能の活用により、あらかじめ個人番号が表示されるために、紙申請に比べて個人番号の正確性が担保されると思います。また、申請情報をシステムに入力する必要がないために、委託先事業者等によるデータ入力時の打ち間違いなどのリスクを回避できると思います。

このようにオンライン申請の利用率が向上すると、誤登録等のリスクの軽減につながることから、資格情報の登録等の手続において、ユーザである国民の目線に立った、使いやすくして利便性の高いシステムになるように、連携するデジタル庁と共に検討していただきたいと思います。

以上です。

○藤原委員長 ありがとうございます。それぞれ貴重な御指摘をいただきました。

案については特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「令和5年度における特定個人情報の取扱い状況に係る地方公共団体等による定期的な報告（令和6年度実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは説明を開始させていただきます。

まず、資料2-1を御覧ください。

「1 概要」について、根拠規定である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則に基づいて、毎年度報告を求めるものとなっております。

対象機関は、各都道府県、各市区町村、保護評価書を提出している教育委員会などの地方公共団体等で、令和5年度は2,206の機関から報告を受けております。

報告内容は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等です。

「2 令和6年度に報告を求める内容（令和5年度の実施状況）」についてですが、1

点目は、安全管理措置の実施状況です。

ガイドラインの安全管理措置の遵守状況を確認するため、規程等の整備、研修・監査の実施、ログの分析等の基本的な項目について報告を求めるもので、今年度と同様の12項目が調査項目となっております。

2点目は、委託及び再委託の実施状況です。

令和6年度も、令和5年度と同様に委託先の安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等の6項目について報告を求め、改善状況を確認したいと考えています。

3点目は、特定個人情報保護評価の実施状況です。

令和5年度中に新たに事後評価の適用対象として整理された六つの事務について、保護評価の実施状況を確認するものです。

「3 今後の予定」ですが、5月上旬に都道府県を通じて各機関宛てに報告を求める通知を行い、7月中旬を報告期限としたいと考えてございます。

続きまして、今年度の定期的な報告を受けて実施いたしました、地方公共団体等に対するフォローアップの実施状況について説明いたします。資料2-2を御覧ください。

必要な措置が講じられていない各機関へのフォローアップとして3項目実施しております。

一つ目は、安全管理措置のうち、ログの分析等の項目について「令和5年度中に実施できない。」と回答した89機関に対して電話連絡をし、個別に具体的な状況等に関する認識をヒアリングし、各機関の実態に合わせてログの分析を実施するためのアドバイスを行いました。

具体的には、「手法が分からない」、「体制が整っていない」という理由で実施できていなかった機関に対して、当委員会のホームページに掲載されている資料を案内し、該当ページを確認しながら直接アドバイスを行ったことで、「委員会公表資料を参考として速やかにログの分析を実施したい」といった機関が多かったことから、メールで資料の提供をするのみだった昨年度よりも強い働きかけができたものと考えられ、今後の改善が期待できるものと思われま

す。二つ目は、委託先及び再委託先の監督について、「令和4年度に実施していない。」と回答した85機関に対して電話連絡をし、個別に具体的な状況等に関する認識をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスを行いました。

昨年度同様、電話連絡を行った対象機関に当委員会のホームページを確認しながら、アドバイスを行うことができたため、昨年度と同じ業者に委託・再委託している、又は漏えい等の事案が発生していない等の理由から、委託先及び再委託先の監督について必要と理解していなかった機関から、「漏えいを予防することが大事だと理解した。今後は実施していく」といった回答が多かったことから、こうした働きかけにより、今後の改善を期待できると思われま

三つ目は、令和4年度に事後評価の適用対象となり得ると整理された五つの事務について、特定個人情報保護評価が未実施であると回答した263機関に対するフォローアップとして、実施状況等について追加調査を行いました。

追加調査においても、なお事後評価が未実施であると判明した機関に対し、必要に応じて個別フォローアップを行うことにより、令和6年3月13日現在で、263機関中261機関が保護評価実施済みとなっております。

残る2機関につきまして、令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けた地域の1機関については、実施義務も含め状況を確認しているところです。また、残り1機関については、全項目評価に係る住民等への意見聴取を行っているところであり、今年度中に保護評価が実施済みとなる予定です。

説明は以上となります。

○藤原委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。

本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議はこれにて閉会といたします。